
がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業

入札説明書

平成 18 年 5 月

東京都病院経営本部

目次

第1	入札説明書の位置づけ	1
第2	事業概要	2
1	事業名称	2
2	事業の対象となる公共施設等の種類	2
3	事業目的	2
4	施設等の概要	2
5	事業方式	4
6	対象業務	4
7	対象業務におけるサービスの範囲と水準	5
8	提供されるサービスに対する対価の支払い	5
9	事業期間	6
10	事業スケジュール	6
11	遵守すべき関係法令等	6
第3	事業者の選定	7
1	事業者選定方式	7
2	審査委員会の設置	7
3	入札参加資格基準	8
4	入札保証金	12
5	事業者選定のスケジュール等	13
第4	本事業における契約の基本的な考え方	21
1	事業契約に関する基本的な考え方	21
2	契約保証金	21
3	融資団との直接協定の締結	22
第5	本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	23
1	法制上及び税制上の措置	23
2	財政上及び金融上の支援	23
3	その他の支援	23
第6	その他本事業の実施に関する事項	24
1	都における入札参加資格の審査	24
2	参加資格者との守秘義務誓約	24
3	入札に当たっての費用の負担	25
4	提案書類の取扱い	25
5	入札に際し使用する言語、単位及び時刻	25
6	応募者を構成する法人の名称の公表	25
7	本事業に係る情報の提供方法	25
8	本事業の入札に関する苦情の申立て	26
9	本事業の契約に関する窓口	26
10	本事業の事務局	26

- 別紙 1 本事業の枠組み
- 別紙 2 審査の流れ
- 別紙 3 事業者選定の流れ
- 別紙 4 予定総額及び参考価格
- 別紙 5 開札要領

< 入札説明書別添資料 >

- 別添資料 1 業務要求水準書
- 別添資料 2 審査基準
- 別添資料 3 提出書類作成要領及び様式集
- 別添資料 4 基本協定書（案）
- 別添資料 5 事業契約書（案）
- 別添資料 6 参考資料集

第1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、東京都（以下「都」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成18年3月30日に特定事業として選定した「がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業」を実施するSPC（本書第4 1（2）において定義する。以下同じ。）設立の母体となる民間事業者を募集し、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）により選定するために交付するものである。

入札説明書は、以下により構成される。

- 1 入札説明書
- 2 入札説明書別添資料
 - （1）別添資料1 業務要求水準書
 - （2）別添資料2 審査基準
 - （3）別添資料3 提出書類作成要領及び様式集
 - （4）別添資料4 基本協定書（案）
 - （5）別添資料5 事業契約書（案）
 - （6）別添資料6 参考資料

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものである（以下入札説明書、入札説明書別添資料、その他資料を総称して「入札説明書等」という。）。入札説明書等のうち、上記2（6）の書類を除く全ての資料は、応募者が提案書類を作成する上での前提となる。

本事業の基本的な考え方は、平成17年12月19日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の提示条件等については、実施方針等に関する質問回答集（平成17年1月27日公表）及び意見招請の結果を反映し、若干の変更・修正を加えているため、応募者は入札説明書等の内容を踏まえた上で入札に参加するよう留意されたい。なお、実施方針及び実施方針等に関する質問回答書（平成17年1月27日公表）は入札説明書の参考資料として位置づけられるものであるが、入札説明書等とこれらとの間に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針等に関する質問回答集（平成17年1月27日公表）によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業

2 事業の対象となる公共施設等の種類

病院施設及び附帯施設（以下「病院施設等」という。）

3 事業目的

本事業は、平成13年12月策定の「都立病院改革マスタープラン」及びマスタープランをより具体化した実施計画として平成15年1月に策定した「都立病院改革実行プログラム」に基づき、駒込病院を「がん・感染症医療センター」として再編整備し、運営するものである。

駒込病院は、がんと感染症を重点医療に掲げる都立病院として、その優れた技術と実績は、国内はもとより、国際的にも日本を代表する医療機関として高く評価されている。しかし、昭和50年（1975年）の建設から30年を経過した現在の建物は、躯体の安全性・耐久性は高いものの、給排水・電気等の附帯設備の老朽化が進み、その更新が喫緊の課題となっている。また、進歩する医療設備の導入や、医療環境の改善を進めて行くには狭あいである。そのため、これらを改善し、今後予想される、がん患者の増加や新興感染症等への対応、療養環境に対する患者ニーズの変化や日進月歩に進化する医療技術への対応など、求められる医療機能により適切に対応できるよう、既存施設を全面的に改修する。改修は、施設の維持管理及び運営を継続しながら行う。

なお、本改修は、「がん・感染症医療センター」として最先端の機能を有する病院を目指し、行うものである。したがって、本事業における改修工事（一部増築工事を含むが、以下「改修工事」という。）は、単なる更新に留まるものではなく、駒込病院が、改修工事終了後の全面供用開始時には、その時点で合理的に想定される最新の病院へと変革を遂げることを目的とする。

4 施設等の概要

（1）計画地の条件

ア 所在地

東京都文京区本駒込三丁目18番22号

イ 敷地面積

34,725 m²

ウ 地域地区等

（フ）用途地域 第一種中高層住居専用地域（一部近隣商業地域）

（イ）防火地域 準防火地域（一部防火地域）

（ウ）高度地域 第三種高度地区

（エ）建ぺい率 第一種中高層住居専用地域： 60%

	近隣商業地域：	80%
(オ)容積率	第一種中高層住居専用地域：	300%
	近隣商業地域：	400%

(2) 施設の規模

区分	構造	延床面積
病院面積		65,146 m ²
病院本館	SRC造、地下3階、地上14階、塔屋2階	50,589 m ²
病院別館	RC造、地下1階、地上3階	4,294 m ²
その他	電子計算器室、臨床研究室等	2,388 m ²
看護職務住宅	RC造、地下1階、地上10階	7,659 m ²
保育室	RC造、地上1階	216 m ²
臨床医学総合研究所	SRC造、地下1階、地上7階、塔屋1階	15,185 m ²
計		80,331 m ²

(注) 施設面積は、財産管理上の面積である。

(3) 施設概要

ア 病床規模

現在の駒込病院の診療実績を踏まえ、改修後の「がん・感染症医療センター」の医療課題別病床規模は、下表のとおりとする。

【医療課題別病床規模】

区分	病床規模	
センター的 医療機能	がん医療	600床
	うち、(重点)骨髄移植医療	20床
	うち、(重点)緩和ケア	22床
	感染症医療(エイズ医療を含む。)	30床
	うち、一類感染症指定	2床
	うち、二類感染症指定	28床
総合診療基盤	171床	
合計	801床	

【予算定床外】

集中治療室(ICU)	6床
リハビリー病床等	19床
総合計	826床

イ 外来規模

現在の駒込病院の診療実績を踏まえ、改修後の「がん・感染症医療センター」の外来規模は、下表のとおりとする。

【外来規模】

1日当たり外来規模		1,200人
	うち、外来化学療法	100人

5 事業方式

本事業は、SPCが老朽化した既存施設を改修し、病院機能を向上させるとともに、維持管理及び運営を行う、いわゆるRO（Rehabilitate-Operate）方式により実施する。維持管理及び運営には、工事完了後の施設の全面的な引渡しが完了し、病院の全面的な供用が開始されて以降の維持管理及び運営に加え、全面的な供用の開始前の既存施設及び改修工事が終了した施設部分における維持管理及び運営も含まれる。

6 対象業務

本事業の業務は、下記に列挙するとおりである。SPCは、病院施設等の施設整備業務、維持管理業務、病院運営業務及び調達業務を一体の事業として実施し、かつ、これらの個別業務を統括的にマネジメントすることを要する。

なお、診療行為及び病院の経営管理並びに病院情報システムのうち基幹システムの整備運営については、従来どおり都が行う。これらの事業の枠組みは、別紙1に示す。

(1) 統括マネジメント業務

ア 下記(2)に掲げる個別業務を統括するマネジメント業務

(病院情報システム等(基幹システムを除く。)各種の情報システムの整備、運営、保守管理の業務を含む。)

イ 経営支援業務

(2) 個別業務

ア 病院施設等施設整備業務

事前調査業務

設計業務及びその関連業務

工事業務

工事監理業務

周辺影響調査・対策業務

各種申請等業務

補助金・許認可等申請補助業務

移転業務

イ 病院施設等維持管理業務

病院施設等保守管理業務

清掃業務

保安警備業務
医療機器管理・保守点検業務
備品等管理・保守点検業務

ウ 病院運営業務

医事業務
検体検査業務
物品管理業務
食事の提供業務
滅菌消毒業務
リネンサプライ業務
医療作業業務
一般管理支援業務
利便施設運営業務

エ 調達業務

医療機器調達業務
備品等調達業務
医薬品・診療材料等調達業務

7 対象業務におけるサービスの範囲と水準

S P Cは、事業期間にわたり、都が満足する内容のサービスを提供することが求められる。本事業の対象となる施設に要求される性能及び対象となる個別の維持管理・運営業務、調達業務について要求するサービスの範囲及び水準は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」に示すとおりである。

なお、がん・感染症医療センターは、総合診療基盤に支えられた現在の機能を活用しつつ、がん・感染症を重点的に取り扱う都立病院として、常に最先端の機能を有した病院であることを目指しており、S P Cは、全面供用開始時点において国内で最新のがん専門病院と同等あるいはそれ以上のサービスを提供することが求められている。ただし、対象業務において求められているサービスの内容は時代により常に変化するものである。そのため、S P Cは、このことを十分に認識し、その時々で、最新のがん専門病院におけるサービスとの比較において、それらを下回ることはないように常時確認し、必要に応じて都に提供するサービスの内容を調整した上で、契約金額の範囲内で最もよいサービスを常に提供し続けることが重要である。

8 提供されるサービスに対する対価の支払い

都は、事業契約に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。サービスの対価に係る基本的な考え方は、以下のとおりである。詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙5に示す。

都がS P Cに対して支払うサービスの対価は、それぞれの業務の性質や支払方法により、以下の4種類に大別される。

(1) 統括マネジメント業務費

統括マネジメント業務に要する費用は、設計・工事期間開始後、維持管理・運営期間終了までの間にわたり、毎月、都が S P C に統括マネジメント業務費として支払う。

(2) 施設整備費

設計、工事などの施設整備に要する費用は、S P C が自己調達する一部を除き、都が起債等によって調達し、病院施設等の全面供用開始までに S P C に支払う。S P C が調達する費用については、都は、その対価を病院施設等の全面供用開始後、維持管理・運営期間にわたって平準化して支払う。

(3) 維持管理費・運営費

維持管理・運営に対する対価は、維持管理・運営期間を通して、毎月、都が S P C にそれぞれ維持管理費、運営費として支払う。ただし、利便施設については、S P C は都から行政財産の使用許可を受け、使用料を都に支払った上で運営を行うものであり、当該利便施設の運営により発生した収益は S P C の収入とし、S P C は、その収入をもって利便施設の維持管理費及び運営費を賄う。都は、利便施設の運営については、サービスの対価を支払わない。

(4) 調達費

医療機器、備品等の初度調達に要する費用は、都が起債等によって調達し、病院施設等の全面供用開始までに S P C に支払う。

また、医薬品、診療材料等の調達に対する対価は、維持管理・運営期間を通して、毎月、都が S P C にそれぞれ医薬品・診療材料等調達費として支払う。

9 事業期間

本事業は、事業契約締結の日から平成 38 年 3 月 31 日までを事業期間とする。

10 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおり予定している。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 基本協定の締結 | 平成 19 年 3 月 |
| (2) 事業契約の締結 | 平成 19 年中 |
| (3) 設計・工事期間 | 事業契約締結後から平成 23 年 9 月まで |
| (4) 維持管理・運営期間開始 | 平成 21 年 4 月 |
| (5) 病院施設等の引渡し | 平成 23 年 9 月 |
| (6) 病院施設等の全面供用開始 | 平成 23 年 9 月 |

11 遵守すべき関係法令等

S P C は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

なお、がん・感染症医療センターは、「都立病院通達集」に収録されている都立病院の通達、重要な通知、要綱、要領等に即し、運営を行っている。したがって、S P C は、このことについても十分に留意し、業務を実施することを要する。

第3 事業者の選定

1 事業者選定方式

本事業の事業者選定方式は、総合評価一般競争入札によることとし、審査委員会を通じて学識経験者の意見を聴取する。また、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続きは、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)に基づいて実施する。

本事業の入札に参加する資格を有する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた法人又は法人のグループ(以下「応募者」という。)とする。

なお、本事業の審査は、以下のとおり、(1)一般競争入札参加資格の確認、(2)提案内容の審査、の2段階により実施する。詳細は入札説明書別添資料2「審査基準」に示すが、おおまかな審査の流れは別紙2を参照されたい。

(1) 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の確認として、応募者が本事業を実施するために必要な能力を有していることを確認する。確認に際しては、都の競争入札参加資格有資格者であることや一定の実績などの形式面に加え、SPCを設立し、本事業を主導して実施しようとする法人(以下「代表企業」という。)が本事業を実施するために必要なマネジメント能力を有しているかといった実質面での確認も行う。

なお、マネジメント能力保有の確認は、書面によることを基本とし、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 6「マネジメント能力確認申請書」の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行う。

(2) 提案内容の審査

上記(1)において本事業を実施するために必要な能力を有すると判断された者から、具体的な業務の実施手段・方法やサービスの対価の額等について提案を受ける。提案を提出した者のうち、形式審査を通過し、かつ、性能と価格との総合的な評価において総合点が最も高い提案を提出した者を落札者として決定する。

なお、提案内容の審査は、書面によることを基本とするものとし、提案の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行う。

2 審査委員会の設置

事業者の選定に際しては、学識経験者等の外部委員と都職員により構成される「がん・感染症医療センター(仮称)整備運営事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

審査委員会を構成する委員は、以下のとおりである。

委員長	山内 弘隆(一橋大学大学院商学研究科教授・商学部長)
委員長代理	星 和夫(青梅市立総合病院事業管理者)
	小幡 純子(上智大学大学院法学研究科教授)
	長澤 泰(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授)

稲生 信男（東洋大学国際地域学部助教授）
安藤 高夫（東京都医師会理事）
西川 圭子（東京都保健医療計画推進協議会委員）
奥田 匠（東京都病院経営本部経営企画部長）
森 武生（東京都立駒込病院院長）
佐々木常雄（東京都立駒込病院副院長）

3 入札参加資格基準

(1) 一般競争入札参加資格確認の対象

一般競争入札参加資格確認の対象となる者は、下記のとおりである。

ア 応募者

(ア) 代表企業

(イ) S P C が本事業を遂行するに当たり必要な機能を当該 S P C に提供する企業（以下「協力企業」という。）のうち設計業務、工事業務、工事監理業務の実施を担う協力企業（以下「特定協力企業」という。）で S P C に出資する者

(ウ) S P C が統括マネジメント業務を提供するに当たり当該 S P C のみでは提供しえない機能を提供する協力企業（以下「マネジメント・サポート企業」という。）のうち、S P C に出資をする者

イ S P C に出資しない特定協力企業

特定協力企業のうち S P C に出資しない者についても資格確認を行う。なお、応募者と S P C に出資しない特定協力企業を総称して「応募者等」という。

なお、代表企業は、応募者等の代表法人として、入札手続きを行うものとし、応募者等を構成する代表企業以外の者は、入札説明書別添資料 3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 3「委任状」を都に提出することにより、本入札手続きに関する権限を代表企業に委任する。

(2) 入札参加要件

ア 代表企業

代表企業は、以下に示す資格の全てを有することを要する。

(ア) 都における平成 17・18 年度建設工事等競争入札参加資格有資格者又は平成 18・19・20 年度物品買入れ等競争入札参加資格有資格者のいずれかであること。

なお、当該資格を有していない場合は、平成 18 年 6 月 15 日（木曜日）までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成 18 年 7 月 1 日（土曜日）までに資格を取得していなければならない。

(イ) 代表企業が設計業務、工事業務、工事監理業務の実施を担う場合は、下記イに示す資格を有していること。

(ウ) 統括マネジメント業務を行うために必要な機能を提供する能力を有していること。

イ 特定協力企業

S P C への出資の有無に関わらず、特定協力企業は、以下に示すそれぞれの業務を担う者ごとに定める資格の全てを有することを要する。

なお、工事業務と工事監理業務は、同一の者が兼ねてはならない。

(ア) 設計業務の遂行を担う者

a 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者であること。

なお、当該資格を有していない場合は、平成18年6月15日(木曜日)までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成18年7月1日(土曜日)までに資格を取得していなければならない。

b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

c 平成3年4月1日から平成18年3月31日までの間に設計が完了した一般病床400床以上の病院設計を主契約者として受注した実績を有していること。

(イ) 工事業務の実施を担う者

a 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者で、業種07の建築工事に格付けされていること。

なお、当該資格を有していない場合は、平成18年6月15日(木曜日)までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成18年7月1日(土曜日)までに資格を取得していなければならない。

b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。

c 同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。

d 平成3年4月1日から平成18年3月31日までの間に完成した、一般病床400床以上の病院建設の施工実績があること。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

(ウ) 工事監理業務の実施を担う者

a 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者であること。

なお、当該資格を有していない場合は、平成18年6月15日(木曜日)までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成18年7月1日(土曜日)までに資格を取得していなければならない。

b 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ マネジメント・サポート企業

マネジメント・サポート企業がS P Cに出資する場合は、都における平成 17・18 年度建設工事等競争入札参加資格有資格者又は平成 18・19・20 年度物品買入れ等競争入札参加資格有資格者のいずれかであること。

なお、当該資格を有していない場合は、平成 18 年 6 月 15 日(木曜日)までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成 18 年 7 月 1 日(土曜日)までに資格を取得していなければならない。

エ 医薬品卸業者

医薬品卸業者は、薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 26 条第 1 項に規定する卸売一般販売業の許可を得ていることを要する。

オ 診療材料卸業者

診療材料卸業者は、薬事法第 26 条第 1 項に規定する卸売一般販売業の許可を得ていることを要する。

(3) 応募者等を構成する法人の制限

応募者等を構成する法人は、以下のいずれにも該当してはならない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第107条の規定によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による整理開始の申立て又は通告がなされている者

ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 17 条若しくは第 18 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立てがなされている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者

カ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づき、(6)に定める一般競争入札参加資格確認基準日に指名停止の措置を受けている者

キ 納期限の到来した法人事業税を滞納している者

(4) 応募者等を構成する法人の変更

資格確認申請時必要書類(本書第3 5(2)ウ(ア)において定義する。以下同じ。)を提出してから事業契約の締結に至るまでの間、応募者等を構成する法人の変更は認めない。ただし、特段の事情があると都が認めたときは、この限りでない。

(5) 応募者等の構成等に関する規定

ア 代表企業及び協力企業のうちSPCに出資する者は、他の応募者を構成することはできない。

イ 代表企業及び協力企業のうちSPCに出資する者との間で財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社又は同規則第8条第5項に規定する関連会社(以下これらを総称して「関係会社」という。)の関係にある法人は、それぞれ他の応募者を構成することはできない。

ウ 以下に掲げる本事業に係る都のアドバイザーが所属する法人若しくはその関係会社又は審査委員会委員が属する法人若しくはその関係会社は、応募者等を構成することはできない。

(ア) 財団法人 日本経済研究所

(イ) 株式会社 病院システム

(ウ) 株式会社 伊藤喜三郎建築研究所

(エ) 西村ときわ法律事務所

(6) 一般競争入札参加資格確認基準日

一般競争入札参加資格確認基準日は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日の平成18年7月20日(木曜日)とする。

(7) 入札参加資格の喪失

ア 応募者等を構成する法人が、入札時必要書類(本書第3 5(2)オ(ア)において定義する。以下同じ。)の提出までの間に(3)に掲げる制限に該当することとなった場合は、原則として当該応募者の入札参加資格を取り消す。

ただし、代表企業以外の法人が(3)に掲げる制限に該当することとなった場合には、(3)に掲げる資格を欠くこととなった法人以外の当該応募者等の残存法人(以下「残存法人」という。)が(3)に掲げる制限に該当することとなった法人に代わる新たな法人を補充した上で新たに応募者を構成し、かつ、入札時必要書類の提出日までに一般競争入札参加資格の確認申請手続きを完了し、入札参加資格を得られたときに限り、新たな応募者を入札参加資格が確認された者として入札に参加させることができるものとする。

イ 応募者等を構成する法人が、入札時必要書類の提出から落札者の決定までの間に(3)に掲げる制限に該当することとなった場合は、原則として当該応募者の入札参加資格を取り消す。ただし、代表企業以外の法人が(3)に掲げる制限に

該当することとなった場合には、残存法人が設立する予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来たさないと都が認めたときに限り、当該応募者の入札参加資格を引続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

この場合、残存法人が設立するSPCに(3)に掲げる制限に該当することとなった法人に代えて、同等の能力、実績を有する法人を協力企業又はマネジメント・サポート企業として参加させることとし、当該法人は入札参加要件について都の確認を受けなければならない。

ウ 落札者の決定から基本協定の締結までの間に、落札者を構成する法人が(3)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該落札者の入札参加資格を無効とする。ただし、代表企業以外の法人が(3)に掲げる制限に該当することとなった場合には、残存法人が設立する予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来たさないと都が認めた場合に限り、当該落札者との契約手続きを続行することができるものとする。

この場合、残存法人が設立するSPCに(3)に掲げる資格を欠くこととなった法人に代えて、同等の能力、実績を有する法人を協力企業又はマネジメント・サポート企業として参加させることとし、当該法人は入札参加要件について都の確認を受けなければならない。

4 入札保証金

入札保証金は免除する。

5 事業者選定のスケジュール等

(1) 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

なお、事業者選定の流れについては、別紙3を参照されたい。

実施事項	日程
入札公告	平成18年 5月31日(水)
入札説明書等に関する説明会の開催	平成18年 6月 8日(木)
第1回入札説明書等に関する質問の受付	平成18年 6月15日(木)～16日(金)
第1回入札説明書等に関する質問のうち、本入札への参加資格確認申請手続き及び改善提案の要領に関する質問に対する回答の公表	平成18年 6月21日(水)
第1回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成18年 6月30日(金)
第1回現場説明会の開催	平成18年 7月上旬
一般競争入札参加資格確認申請時必要書類の受付	平成18年 7月19日(水)～20日(木)
応募者に対するヒアリングの実施	平成18年 8月上旬
応募者に対する一般競争入札参加資格確認結果の通知	平成18年 8月上旬
第2回入札説明書等に関する質問の受付	平成18年 8月30日(水)～31日(木)
改善提案の受付	平成18年 8月30日(水)～31日(木)
第2回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成18年 9月15日(金)
改善提案の採否の通知	平成18年 9月29日(金)
第2回現場説明会の開催	平成18年10月上旬
第3回入札説明書等に関する質問の受付	平成18年10月 5日(木)～ 6日(金)
第3回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成18年10月20日(金)
入札時必要書類の受付	平成19年 1月15日(月)
開札及び落札者の決定	平成19年 3月19日(月)
基本協定の締結	平成19年 3月中
事業契約の締結	平成19年中

(2) 事業者選定スケジュールの内容

ア 入札説明書等に関する説明会及び現場説明会の開催

本事業に応募しようとする民間事業者等を対象に、以下のとおり入札説明書等に関する説明会及び現場見学会を開催する。

(ア) 入札説明書等に関する説明会

a 開催日時

平成 18 年 6 月 8 日（木曜日）午後 5 時から午後 6 時まで

b 開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第一本庁舎 5 階大会議場

c 申込方法

参加希望者は、入札説明書別添資料 3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 1「入札説明書等に関する説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、第 6 10 の本事業の事務局あてに、6 月 7 日（水曜日）正午までに電子メールに添付する形式で送付する。

d その他

説明会では、入札説明書等の配布を行わないため、参加者は各自持参することを要する。

(1) 現場説明会

本事業に応募しようとする民間事業者等における本事業の特徴についての理解促進を目的とし、以下のとおり現場説明会を 2 回にわたり開催する。

第 1 回現場説明会の詳細は、以下のとおりである。

第 2 回現場説明会の詳細は、一般競争入札参加資格確認後、応募者の代表企業に対し、通知する。

a 開催日時

平成 18 年 7 月上旬（詳細については、6 月 8 日（木曜日）公表予定）

b 開催場所

東京都文京区本駒込三丁目 18 番 22 号

都立駒込病院

c 申込方法

参加希望者は、入札説明書別添資料 3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 2「現場説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、第 6 10 の本事業の事務局あてに、電子メールに添付する形式で送付する。（詳細については、6 月 8 日（木曜日）公表予定）

d 集合場所・集合時間

集合場所・集合時間は、参加希望者に対し、追って電子メールにて連絡する。

e その他

現場説明会では、入札説明書等の配布を行わないため、参加者は各自持参することを要する。

イ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に関する質疑応答を、以下のとおり 3 回にわたり行う。

(7) 質問の受付期間及び回答日時

a 第 1 回

受付期間：平成 18 年 6 月 15 日（木曜日）午前 9 時から 16 日（金曜日）午後 5 時まで

回答日時(一部):平成18年6月21日(水曜日)

回答日時(全部):平成18年6月30日(金曜日)

(注)第1回入札説明書等に関する質問のうち、本入札への参加資格確認申請手続き及び改善提案の提出要領に関する質問に対する回答についてのみ、その他の質問に対する回答に先立ち、公表するものである。

b 第2回

受付期間:平成18年8月30日(水曜日)午前9時から31日(木曜日)午後5時まで

回答日時:平成18年9月15日(金曜日)

c 第3回

受付期間:平成18年10月5日(木曜日)午前9時から6日(金曜日)午後5時まで

回答日時:平成18年10月20日(金曜日)

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 3「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付又は郵送若しくは持参により期限必着にて提出する。ファイル形式はMicrosoft Excel とする。

なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は、送信者の責任において行う。また、郵送又は持参にて提出する場合は、質問書を記録したフロッピーディスクに、印刷した質問書を添付して提出する。持参する場合の受付時間は、受付期間中の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

あて先は、第6 10のとおりである。

(ウ) 回答の方法

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答は、本事業に係る都ホームページに掲載することにより行う。

(本事業に係る都ホームページ: <http://www.byouin.metro.tokyo.jp/>)

第2回入札説明書等に関する質問以降の回答については、参加資格者(第61(1)に定義する。以下同じ。)を対象とし、応募者の代表企業あてに電子メールにて送付する。

なお、いずれについても、回答に当たっては質問者を匿名化する。

ウ 本入札への参加資格確認申請

(ア) 資格確認申請時必要書類の受付

応募者の代表企業は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 1「入札参加表明書」及び様式 - 5「PFI一般競争入札参加資格確認申請書」等の資格確認申請時必要書類(本書において総称して「資格確認申請時必要書類」という。)を都に提出し、第3 3(2)ア~ウ、

(3)及び(5)に掲げる本入札への参加資格を有することについて確認を受ける。

a 資格確認申請時必要書類の作成要領

資格確認申請時必要書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に示す。

b 提出方法

第6 9の本事業の契約に関する窓口は、平成18年7月19日(水曜日)及び20日(木曜日)の午後1時30分から午後4時までの間に持参により提出する。

(イ)参加資格の確認方法

本入札への参加資格の確認は、入札説明書別添資料2「審査基準」に基づき、応募者が本事業を実施するために必要な能力を有していることを確認することにより行う。確認に際しては、都の競争入札参加資格有資格者であることや一定の実績などの形式面に加え、応募者の代表企業が本事業を実施するために必要なマネジメント能力を有しているかといった実質面での確認も行う。

なお、マネジメント能力保有の確認は、書面によることを基本とし、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 6「マネジメント能力確認申請書」の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行う。ヒアリングには、当該応募者が落札者となった場合に、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」第2 1(三)記載のPMrとして、当面の間、業務統括チームを率いるPMr候補者が確定していればその者の、確定していない場合は提案書の作成段階における責任者の出席を求める。ヒアリングの日時は、平成18年8月上旬を予定しているが、詳細は、資格確認申請時必要書類の受領後、応募者の代表企業に対し、通知する。

(ウ)応募者に対する一般競争入札参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、PFI一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付することにより行う。なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

エ 改善提案の受付

(7)改善提案受付の目的

本事業においては、都がSPCに提案を求めるサービスの性能や水準を規定し、そのための手段・方法はSPCに委ねる、いわゆる性能発注を採用している。ただし、現時点で駒込病院の施設や運営についての詳細な情報を持ち合わせていない応募者に業務の実施手段・方法に関する詳細な提案を求めることが必ずしも適当でないと考えられる事柄については、応募者の提案を容易にするため、都がこれらの手段・方法の一部を規定し、参考仕様として提示している。そのため、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」には、「都が性能や水準を規定し、民間事業者に提案を求める事柄」のほかに、「都が仕様を規定し、参考までに提示し

ている事柄」が含まれている。

なお、「都が性能や水準を規定し、民間事業者に提案を求める事柄」については当然のことながら応募者に提案を求めるが、「都が仕様を規定し、参考までに提示している事柄」についても、都の参考仕様よりも優れた内容の提案もあると考えられる。そのため、本事業においては、応募者が、都が求める性能・水準を低下させることなく、ライフサイクルコストの縮減、病院施設等の価値向上、病院が提供するサービスの質の向上などが期待できる仕様を有しており、かつ、当該仕様を提案に反映させることを希望する場合に、当該仕様が、都の提示する条件を逸脱するか否かについて明確化させるべく、事前に個別判定を行うものである。

(イ) 改善提案の範囲

改善提案の範囲は、入札説明書別添資料 1「業務要求水準書」の記載事項を対象とする。

なお、原則として、以下を除くが、ライフサイクルコストの縮減、病院施設等の価値向上、病院が提供するサービスの質の向上などが大幅に期待できる場合は、この限りではない。

- a 機能、性能、品質、水準の低下が明らかなもの
- b 全面供用開始日が全面供用開始予定日を越えるもの
- c 周辺地域に対する騒音や振動などが増加するもの
- d その他これらに類するもの

(ウ) 改善提案の受付及び採否の通知日時

- a 受付期間：平成 18 年 8 月 30 日（水曜日）午前 9 時から 31 日（木曜日）午後 5 時まで
- b 通知日時：平成 18 年 9 月 29 日（金曜日）

(エ) 改善提案提出時必要書類の作成要領

改善提案提出時必要書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料 3「提出書類作成要領及び様式集」に示す。

(オ) 改善提案提出時必要書類の提出方法

改善提案提出時必要書類を電子メールでのファイル添付又は郵送若しくは持参により期限必着にて提出する。ファイル形式は Microsoft Word とする。

なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は、送信者の責任において行う。また、郵送又は持参にて提出する場合は、改善提案提出時必要書類を記録したフロッピーディスクもしくは CD に、印刷した改善提案提出時必要書類を添付して提出する。持参する場合の受付時間は、受付期間中の平日の午前 9 時から午後 5 時までの間（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）とする。

あて先は、第 6 10 のとおりである。

(カ) 採否の通知方法

改善提案の採否の通知については、入札説明書別添資料 3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 4「改善提案の採否通知書」により、上

記(ウ)記載の通知日時に、その理由を付して通知する。

なお、各応募者が提出した改善提案の内容は公表しない。

(キ) 改善提案の採否に当たっての判定の視点

応募者により提出された改善提案については、「がん・感染症医療センター(仮称)整備運営事業審査委員会」において、下記に示す判定の視点に従い、当該改善提案が都の提示する条件を逸脱しないかの判断を行う。

なお、この時点では、改善提案の内容の優劣の評価や採点などは行わない。

判定項目	判定の視点
効果に対する期待	<ul style="list-style-type: none">改善提案による効果が具体的に明記されており、内容が妥当か。都が求める性能・水準を低下させることなく、ライフサイクルコストの縮減、病院施設等の価値向上、病院が提供するサービスの質の向上などが期待できるか。
実現可能性	<ul style="list-style-type: none">改善提案が期間内に技術的、物理的に実現可能か。
他への影響の有無及び対応策	<ul style="list-style-type: none">改善提案の実施に当たり、他に与える影響にはどのようなものがあるか。また、悪影響がある場合は、それに対する対策が十分に考えられているか。

(ク) 改善提案結果の反映

応募者は、都の提示する条件を逸脱しないと判断された改善提案について、これを入札時に提出する提案書に反映させることができる。また、都の提示する条件を逸脱しないと判断された改善提案であっても、応募者は、提案書に反映させないこともできる。

なお、提案書に反映された改善提案の内容については、提案書の一部として、入札説明書別添資料2「審査基準」に従い評価する。

オ 入札手続き

(ア) 入札時必要書類の受付

応募者の代表企業は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した提案書等の入札時必要書類(本書において総称して「入札時必要書類」という。)を都に提出する。

a 入札時必要書類の作成要領

入札時必要書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に示す。

b 提出方法

持参のほか、郵送(書留)若しくは信書便(書留に準ずるもの)によることも可能である。

持参による場合

平成19年1月15日(月曜日)午前10時に、以下の場所に提出する。

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第一本庁舎北側 4 階 第 1 入札室

郵送又は信書便による場合

第 6 9 の本事業の契約に関する窓口あてに、平成 19 年 1 月 11 日（木曜日）必着にて提出する。

(イ) 落札者の決定方法

上記ウにおいて本事業を実施するために必要な能力を有すると判断された者から、具体的な業務の実施手段・方法やサービスの対価の額等について提案を受ける。入札説明書別添資料 2「審査基準」に基づき、提案を提出した者のうち、形式審査を通過し、かつ、性能と価格との総合的な評価において総合点が最も高い提案を提出した者を落札者として決定する。

総合点が最も高い提案を提出した者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない都の職員が代わりにくじを引き、落札者を決定する。

なお、別紙 4 に示す予定総額を超過した応募者の提案は、失格となる。

a 性能の評価方法

性能の評価は、提案書について書面を評価することにより行う。

なお、提案書の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行うものとし、ヒアリングには、当該応募者が落札者となった場合に、入札説明書別添資料 1「業務要求水準書」第 2 1（三）記載の P M r とし、当面の間、業務統括チームを率いる P M r 候補者の参加を求める。ヒアリングの日時は、平成 19 年 3 月上旬を予定しているが、詳細は、入札時必要書類の受領後、応募者の代表企業に対し、通知する。

b 価格の評価方法

開札は、別紙 5 に示すとおり、応募者の代表企業又はその代理人の立会いのもと行うものとし、応募者の代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない都の職員を立ち合わせる。

日時

平成 19 年 3 月 19 日（月曜日）午前 10 時

場所

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第一本庁舎北側 4 階 第 1 入札室

(ウ) 入札の辞退

P F I 一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付された応募者は、入札時必要書類を提出するまでの間、随時、入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退する場合は、以下の方法による。

- a 入札時必要書類の提出日の前日までの間については、入札説明書別添資料 3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 6「入札辞退届」を、第 6 9 の本事業の契約に関する窓口へ直接持参又は郵送（書留）若しく

は信書便（書留に準ずるもの）により提出する。

- b 入札時必要書類提出日の当日においては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に提出する。

(I) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- a 入札に参加する資格がない者がした入札
- b P F I 一般競争入札参加資格確認申請書その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- c 郵便等により入札時必要書類を提出する場合において、その送付された入札時必要書類が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの
- d 入札時必要書類の記載事項が不明なもの又は入札時必要書類に記名若しくは押印のないもの
- e 入札時必要書類が不足しているもの
- f 同一の応募者が2通以上の入札書を提出したもの
- g 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- h 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- i 一定の金額で価格を表示していないもの
- j 入札について不正な行為があったとき
- k 予定総額を超える金額で入札したもの
- l その他入札に関する条件に違反したとき

(オ) 入札に当たっての留意事項

- a 入札に当たっては、応募者の代表企業の代表者又は代理人のみが参加できる。
- b 入札に当たっては、応募者等は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者等を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。
- c 応募者等の構成する法人が入札までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合、指名停止要綱に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合又は経営不振の状態にある場合には、入札に参加することができない。

(カ) 入札時必要書類の書換え等の禁止

入札時必要書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、この規定は審査の過程において、都がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

第4 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

都は、落札者との間で、事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。詳細は、入札説明書別添資料4「基本協定書(案)」を参照されたい。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、都との事業契約の締結までの間に、本事業を実施する特別目的会社(本書において「SPC」という。)として、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社を設立する。落札者はSPCに出資することを要するものとし、SPCの議決権株式の過半数を保有するものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行い、都の承諾がある場合を除き、これを維持する。

なお、SPCの株主が、SPCの議決権株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に都の承諾を得ることを要する。

(3) 事業契約の締結

都は、基本協定の規定に基づき、SPCと事業契約を締結するものとする。詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」を参照されたい。

2 契約保証金

SPCは、以下のとおり、契約保証金を納付しなければならない。

(1) 設計・工事期間のうち維持管理・運営期間開始前における契約保証金の額は、工事費(入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙5-1(2)アのうち工事業務に係る部分をいい、以下、本項において同様とする。また、消費税及び地方消費税を含む金額によるものとし、以下、本項において同様とする。)の100分の10以上に相当する額とし、SPCは事業契約締結前までに納付する。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア SPCが、事業契約締結に先立ち、病院施設等の設計及び工事に関して、都を被保険者とする工事費の100分の10以上に相当する額の履行保証保険契約を締結し、かつ、事業契約締結前に当該履行保証保険に係る保険証券を都に提出したとき

イ SPCが、事業契約締結に先立ち、工事施工者をして、病院施設等の設計及び工事に関して、SPCを被保険者とする工事費の100分の10以上に相当する額の履行保証保険契約を締結させ、かつ、SPCの費用負担で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、都を質権者とする質権を設定したとき

ウ SPCが、PFI一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされているとき

- (2) 維持管理・運営開始日以降、病院施設等の全面供用開始日の前日までの間の契約保証金の額は、工事費の 100 分の 10 以上に相当する額に加え、維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び医薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額の合計額とし、S P C は、維持管理・運営開始日までに納付する。ただし、かかる金額のうち工事費の 100 分の 10 以上に相当する額、若しくは維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び医薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額、またはその双方について、上記 (1) アないしウの規定を準用する。(この場合において、上記 (1) アないしウの規定中「工事費の 100 分の 10 以上に相当する額」とあるのは、適宜「維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び医薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額」又は「工事費の 100 分の 10 以上に相当する額及び維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び医薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額の合計額」と読み替えるものとする。)。
- (3) 本件病院施設等の全面供用開始日から維持管理・運営期間の末日までの担保金の額は、維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び医薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額とし、S P C は、全面供用開始日の前日までに納付する。ただし、この場合においては、(1) ただし書きの規定を準用する(この場合において、「工事費の 100 分の 10 以上に相当する額」とあるのは、「維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び医薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額」と読み替えるものとする。)。

3 融資団との直接協定の締結

都は、本事業の安定的な継続を図るため、S P C に本事業に係る資金を融資する融資団との間で以下の事項を含む直接協定を締結する。

- (1) 融資団が自身の保有する S P C に対する債権回収・保全の状態及び S P C の財務状況に関する情報を都に報告する義務
- (2) 債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を認識した場合に、都が融資団に通知する義務
- (3) 事業契約の解除・終了事由が発生した場合に、都と融資団が対応を協議する義務

第5 本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

1 法制上及び税制上の措置

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 本事業は、補助金の交付の対象となる可能性がある事業であり、PFI法第16条に基づき施設・設備の整備に対する補助金が交付される場合には、これをSPCが負担する施設整備費の一部に充当する。都とSPCは、ともに当該補助金を受けることができるよう努め、交付が決定した場合には、協力、連帯して申請手続き等を行うものとする。

(2) SPCは、本事業に適用が可能で、民間事業者が申請し、交付を受けることができる補助金があるかを調査し、これに該当する補助金があることが判明した場合は、当該補助金を受けることができるよう努めるものとする。また、都は、これに対し、必要に応じて協力を行う。

なお、交付の可能性がある場合は、都とSPCは、本事業に係る費用への充当方法等について協議する。

(3) SPCは、国等において講じられている融資制度等の金融上の支援が適用されるよう努力し、これらの支援が適用される可能性がある場合は、これを都によるSPCへの支払いの一部に充当すべく、都と協議する。また、都はSPCが当該支援を受けることができるよう努める。

なお、現時点で想定される金融上の支援には、日本政策投資銀行による融資がある。この支援が適用される可能性がある場合、応募者は、当該融資を利用することを前提に提案を行うことは可能であるが、都は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が同行に直接問合せを行うものとする。

(4) 都は、本事業において、SPCに対する補助、出資、債務保証等の支援は行わない。

3 その他の支援

都は、本事業の実施に必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力を行う。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、都とSPCは対応策を協議する。

第6 その他本事業の実施に関する事項

1 都における入札参加資格の審査

都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格又は平成18・19・20年度物品買入れ等競争入札参加資格のない者で、代表企業又は特定協力企業若しくはSPCに出資するマネジメント・サポート企業になることを希望する者は、平成18年6月15日（木曜日）までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成18年7月1日（土曜日）までに資格を取得していなければならない。

当該審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版（平成16年10月1日付特定調達第1131号）第1号及び第2号又は東京都公報特定調達公告版（平成16年3月31日付特定調達第1062号）第9号を参照されたい。

なお、都における入札参加資格申請の手続きについて不明な点がある場合は、都ホームページで確認するか又は以下に問い合わせる。

（都ホームページ：<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp>）

（1）建設工事等競争入札参加資格申請に関する問合せ窓口

東京都財務局 経理部契約第一課 資格審査係

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5388-2622（ダイヤルイン）

（2）物品買入れ等競争入札参加資格申請に関する問合せ窓口

東京都財務局 経理部契約第二課 資格審査係

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5388-2632（ダイヤルイン）

2 参加資格者との守秘義務誓約

（1）守秘義務誓約の提出

第3 5（2）ウに示す本入札への参加資格の確認により、応募者の代表企業又は特定協力企業若しくはSPCに出資するマネジメント・サポート企業及びとなり得る資格を保有しているとされた者（ただし、特定協力企業においては、SPCに出資する法人に限る。）であって、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 4「守秘義務の遵守に関する誓約書」を本事業の事務局に提出した者（本書において「参加資格者」という。）は、守秘義務の対象となる資料（以下「守秘義務対象資料」という。）を10で定める本事業の事務局（以下「事務局」という。）から受け取ることができる。

（2）出資しない協力企業等への資料の開示

協力企業のうちSPCに出資しない法人若しくはマネジメント・サポート企業のうちSPCに出資しない法人（以下これらを総称して「出資しない協力企業等」という。）に対して守秘義務対象資料を開示することを希望する場合、参加資格者は、

入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 -
5「協力企業等への資料開示申込書」を事務局に届け出て、当該出資しない協力企業等について資格の確認を受けなければならない。事務局による資格確認の後、資料開示について承認を与えられた出資しない協力企業等は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を事務局に提出することにより、参加資格者から守秘義務対象資料の開示を受けることができる（事務局に「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出した出資しない協力企業等を、以下「承認協力企業」という。）。

なお、承認協力企業は、その協力する参加資格者がその資格を喪失した場合、ただちにその資格を喪失する。

3 入札に当たっての費用の負担

入札に当たっての費用は、全て応募者の負担とする。

4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業に関する報告等のため、都が必要とする場合には、都は、提案書等の応募者から提出された提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提案書類の返却

提案書等の応募者から提出された提案書類は返却しない。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

5 入札に際し使用する言語、単位及び時刻

入札に際し使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6 応募者を構成する法人の名称の公表

都は、入札時必要書類の提出を受けた時点で、応募者を構成する法人（ただし、代表企業と特定協力企業に限る。）の名称を公表することができるものとする。

7 本事業に係る情報の提供方法

審査の結果その他本事業に係る情報の提供は、適宜、東京都公報及び都ホームページ等を通じて行う。

8 本事業の入札に関する苦情の申立て

本入札における参加資格の確認その他の手続きに関しては、「特定調達契約に係る苦情処理手続」(平成 17 年 3 月 19 日付 13 財経総第 1719 号)により、東京都入札監視委員会(連絡先:東京都財務局経理部総務課、電話 03-5388-2607(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

9 本事業の契約に関する窓口

本事業の契約に関する窓口は、以下のとおりである。

東京都財務局 経理部契約第一課 建築係

(担当) 川上

所在地 〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03-5388-2623 (ダイヤルイン)

10 本事業の事務局

本事業の事務局は、以下のとおりである。

東京都病院経営本部 経営企画部総務課 再編整備事業推進係

(がん・感染症医療センター担当) 米川、千葉、長谷川

所在地 〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03-5320-5845 (ダイヤルイン)

03-5321-1111 (代表) 内線 50-123

ファクシミリ 03-5388-1435 (代表)

メールアドレス cick@ml.metro.tokyo.jp

ホームページアドレス <http://www.byouin.metro.tokyo.jp/>

別紙1 本事業の枠組み

整備等対象物	本事業の対象業務					施設・設備の 所有権の帰属	支払の対象 となる期間	該当する業務	備考
	設計・工事期間中			全面供用開始後					
	初期整備・調達	保守管理 (修繕・更新を含む。)	運営	保守管理 (修繕・更新を含む。)	運営				
統括マネジメント業務	-	-	-	-	-	-	全事業期間	統括マネジメント業務	S P Cは、業務間に連携を持たせるためのマネジメント機能を有することが必須である。
個別業務									
1 建物	(造付家具及び病院運営業務を実施する上で必要となる施設・設備で建物と一体となるものを含む。)	(エネルギー提供を含む。)	-	(エネルギー提供を含む。)	-	事業期間にわたり、都が保有する。	全事業期間	ア 病院施設等施設整備業務 事前調査業務 設計業務及びその関連業務 工事業務 工事監理業務 周辺影響調査・対策業務 各種申請等業務 補助金・許認可等申請補助業務 移転業務 イ 病院施設等維持管理業務 病院施設等保守管理業務 清掃業務 保安警備業務	
2 運営						事業期間中は、S P Cが保有し、維持管理・運営期間終了後、無償譲渡する。	業務開始日から 事業期間終了まで	ウ 病院運営業務 医事業務 検体検査業務 物品管理業務 食事の提供業務 滅菌消毒業務 リネンサプライ業務 医療作業業務 一般管理支援業務 利便施設運営業務	業務実施上必要な施設・設備のうち、建物と一体とならないものの取得費用は、病院運営業務のサービスの対価に含めるものとする。 また、事業期間を通じ、必要に応じて、業務範囲・水準の見直しを行うことがあり得る。 なお、ウ 病院運営業務のうち、利便施設運営業務については、S P Cは行政財産の使用許可を受け、使用料を都に支払った上で運営を行うものとし、当該利便施設の運営により発生した収益はS P Cの収入とする。

整備等対象物	本事業の対象業務					施設・設備の 所有権の帰属	支払の対象 となる期間	該当する業務	備考
	設計・工事期間中			全面供用開始後					
	初期整備・調達	保守管理 (修繕・更新を含む。)	運営	保守管理 (修繕・更新を含む。)	運営				
3 情報システム	(基幹システムを除く。)	(基幹システムを除く。)	(SM機能として、統括マネジメント業務を含む。)	(基幹システムを除く。)	(SM機能として、統括マネジメント業務を含む。)	基幹システムを除く情報システムについては、事業期間中は、SPCが保有し、維持管理・運営期間終了後、無償譲渡する。	全事業期間	-	病院情報システムは平成16年8月より導入されており、基幹システムの保守管理・運営及び更新は、事業期間を通じ、都が行う。 診療行為と各病院運営業務は、病院情報システムを通して、有機的に結びつくものであり、都が整備する基幹システムとSPCが整備する各部門システムとは密接な連携が必要となる。したがって、これらの連携業務は、SPCが統括マネジメント業務の一環として実施するものとする。
4 医療機器	-	-	-	(更新は除く。)	-	SPCによる調達の後、建物の引渡し又は医療機器の据付完了のいずれか遅い時点から都に所有権を帰属させる。	業務開始日から 事業期間終了まで	工 調達業務 医療機器調達業務 イ 病院施設等維持管理業務 医療機器管理・保守点検業務	
5 備品等	-	-	-	(更新は除く。)	-	SPCによる調達の後、建物の引渡し又は備品等の据付完了のいずれか遅い時点から都に所有権を帰属させる。	業務開始日から 事業期間終了まで	工 調達業務 備品等調達業務 イ 病院施設等維持管理業務 備品等管理・保守点検業務	
6 医薬品・診療材料等	-	-	-	-	-	事業期間中は、SPCが保有し、維持管理・運営期間終了後、無償譲渡する。	業務開始日から 事業期間終了まで	工 調達業務 医薬品・診療材料等調達業務	

(注) 本別紙は、本事業の枠組みを説明するために、便宜上、作成したものであり、本別紙と入札説明書別添資料1「業務要求水準書」及び同別添資料5「事業契約書(案)」との間に齟齬がある場合は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」同別添資料5「事業契約書(案)」の記載が優先するものとする。

別紙2 審査の流れ

1 審査の流れ

(1) 一般競争入札参加資格の確認 (平成18年8月上旬)

<確認内容>

ア 形式確認

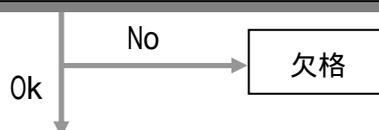
以下について確認し、応募者等が入札説明書で規定する本事業の入札参加資格基準を満たしていることを確認する。

- (ア) 入札参加要件のうちア～ウが満たされているか
- (イ) 応募者等を構成する法人の制限に関する規定を遵守しているか
- (ウ) 応募者等の構成等に関する規定を遵守しているか

イ 実質確認

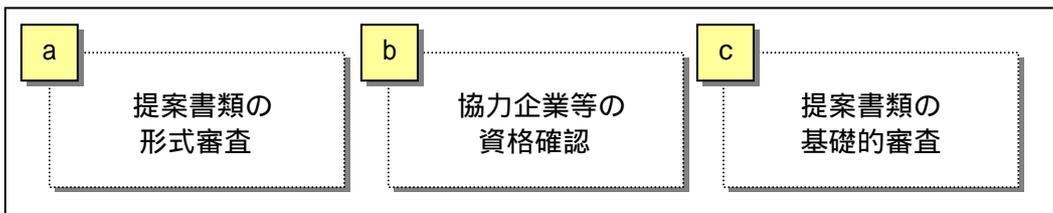
以下について確認し、代表企業が本業務を実施するために必要なマネジメント能力を有していることを確認する。

- (ア) 医療・病院に対する基本的な理解度と本事業に対する姿勢
- (イ) 本事業に対する認識度
- (ウ) S P Cに求められている役割に対する理解度



(2) 提案内容の審査 (平成19年3月中旬)

<確認・評価内容>



Ok ↓

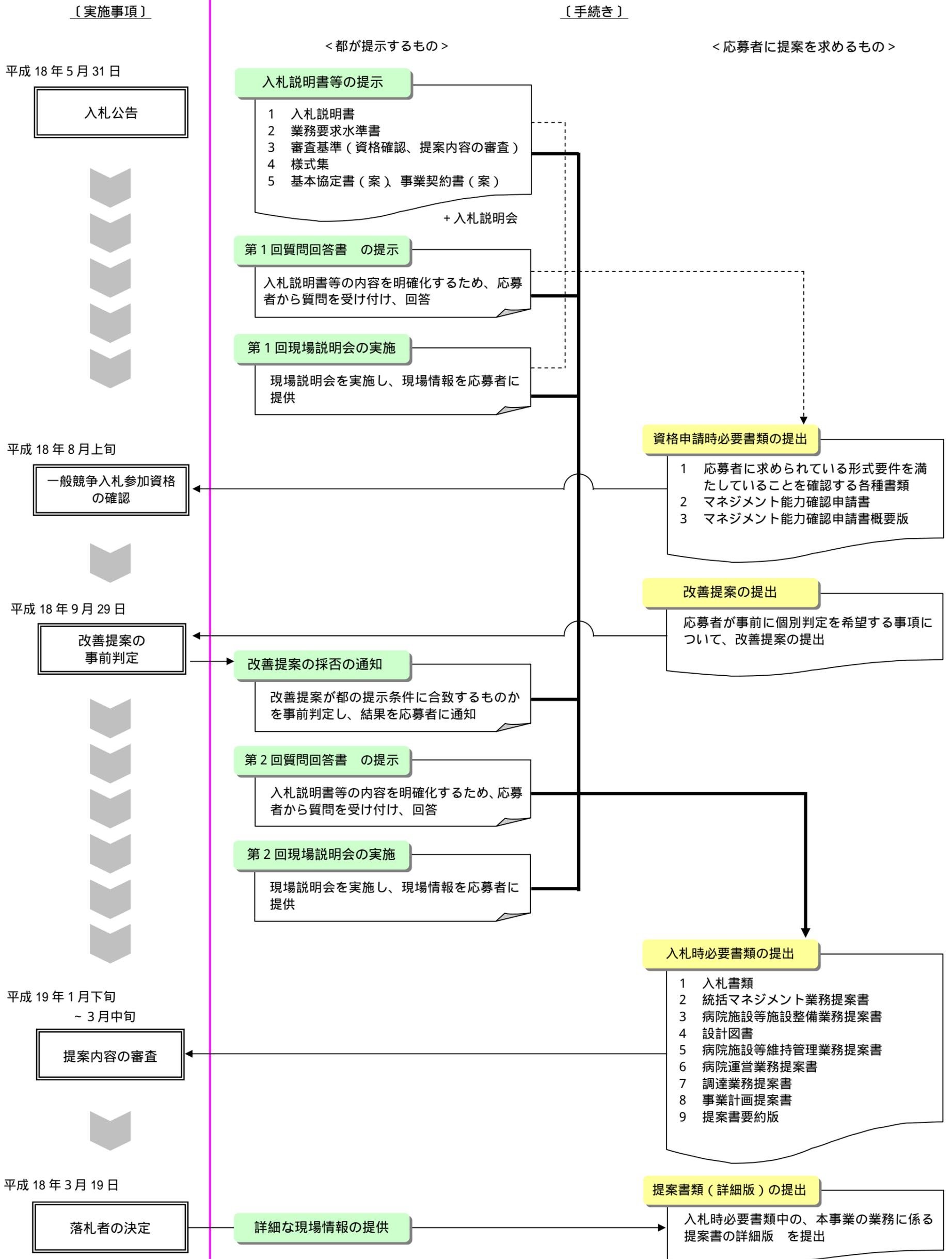


総合評価点 = 基礎点 (a~c) + 性能評価点 (A) + 価格点 (B)

No ↓

[不合格]

落札者の決定



（注） は、事業契約を構成するものである。

別紙 4 予定総額及び参考価格

本入札における事業期間にわたるサービスの対価の上限として予定総額(消費税及び地方消費税込み)を以下に示す。また、あわせて参考までに、費用の性格により予定総額の内訳を百万円単位で区分した参考価格(消費税込み)を示す。参考価格の区分は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙5-1において区分されるサービスの対価を構成する項目に対応している。

なお、参考価格については、応募者の入札金額の内訳を拘束するものではないことに留意されたい。

費目		金額
予定総額		186,176,781 千円
以下、参考価格		
施設整備費(1)		22,848 百万円
維持管理費及び運営費		61,716 百万円
	うち、エネルギー提供費	10,071 百万円
調達費	医療機器調達費及び備品等調達費(1)	4,457 百万円
	医薬品調達費	77,257 百万円
	診療材料等調達費	19,899 百万円

(1)この部分のサービスの対価の支払いの原資は、主に起債によることを予定しているため、他の用途への活用はできない。

(注) 統括マネジメント業務費は、運営費に含めている。

別紙 5 開札要領

1 日時

平成 19 年 3 月 19 日（月曜日）午前 10 時

2 場所

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第一本庁舎北側 4 階 第 1 入札室

3 手順

応募者の代表企業の立会いのもと、下記の手順で行う。

(1) 手順の説明

(2) 封印された審査委員会の審査結果について立会者への説明

（審査委員会会場にて封印した審査結果を、弁護士等が審査委員会会場から上記場所に運ぶことを想定している。なお、この時点では、各応募者の提案書の内容についての評価結果は、まだ封印されている状態である。）

(3) 立会者による、保管されていた入札書の同一性の確認

(4) 形式審査を通過した提案書を提出した応募者の入札書の開封

(5) 開封した入札書記載の数字が予定総額を超過していないかの確認

(6) 予定総額を超過していない応募者の入札金額の読上げ（入札金額をパソコンに入力することにより、自動的に入札説明書別添資料 2「審査基準」に示された入札金額の点数化の計算がなされ、プロジェクターに示される。）

（入札書を提出した者のうち、形式審査を通過しなかった者及び予定総額を超過した者については、ここでその旨の説明を行う。）

(7) 各応募者の提案書の内容についての評価結果の開封

(8) 各応募者の提案書の内容についての評価結果の読上げ（各応募者の提案書の内容についての評価結果をパソコンに入力することにより、プロジェクターに示される。）

(9) 開封された入札金額と各応募者の事業計画との整合性の確認

(10) 落札結果の読上げ

なお、総合評価点が最も高い提案を提出した者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない都の職員が代わりにくじを引き、落札者を決定する。